

岩手労働局発表
令和7年10月31日

担当	岩手労働局労働基準部監督課 監督課長 千田 成人 監察監督官 下村 健治 (電話) 019-604-3006
----	---

過労死等防止対策推進シンポジウム、 過重労働解消キャンペーン等を実施します

～ 11月 は「過労死等防止啓発月間」「しわ寄せ」防止キャンペーン月間 です

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムや各種キャンペーンなどの取組を行っています。

岩手労働局においては、月間中、国民への周知啓発を目的に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、過労死等につながる過重労働などへの対応として、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催などを行います。

また、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせないよう周知・啓発を行います。

【過労死等防止対策推進シンポジウム】

盛岡市において、「過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ」をテーマとしてシンポジウム（参加無料）を開催します。

- 開催日時：令和7年11月6日（木）14:00～16:15（受付 13:30～）
- 会場：サンセール盛岡 3階 大ホール（盛岡市志家町 1-10）

【過重労働解消キャンペーン概要】

1 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問して取組事例を収集し、ホームページ等を通じて紹介します。

- 開催日時：令和7年11月27日（木）13:30～
- 訪問先：株式会社水清建設
（取材等の詳細は別途お知らせします。）

2 過重労働相談受付集中期間及び特別労働相談受付日を設定します

11月1日（土）から7日（金）を過重労働相談受付集中期間（11月2日（日）、3日（月・祝）を除く。）とし、都道府県労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

また、11月1日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0 1 2 0 - 7 9 4 - 7 1 3（フリーダイヤル）
実施日時：令和7年11月1日（土）9:00～17:00

厚生労働省では、過重労働相談受付集中期間以外でも、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

ア 最寄りの労働基準監督署又は岩手労働局（開庁時間 平日8:30～17:15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金17:00～22:00、土日・祝日9:00～21:00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

都道府県労働局の担当官（労働基準監督官等）が、相談に対する指導・助言を行います。

3 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促進します。

4 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月から1月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

○ 開催日時：令和7年11月11日（火）14:00～

○ 会場：マリオス地域交流センター（盛岡市盛岡駅西通2-9-1）

（オンライン開催等の詳細は下記HPをご連絡ください。）

[専用ホームページ] <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kaiyu-kaishou/>

【「しわ寄せ」防止キャンペーン概要】

1 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行い、周知の協力依頼を行います。

2 管内の企業訪問等を通じた周知・啓発

労働時間等設定改善に係る企業訪問や、働き方改革推進支援センターによる訪問コンサルティングや窓口相談などを通じて、「しわ寄せ」防止に向けた周知・啓発を行います。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年**11月6日(木)**
14:00~16:15 (受付13:30~)

会場

サンセール盛岡
3階 大ホール
(岩手県盛岡市志家町1-10)



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



主催：厚生労働省 後援：岩手県、盛岡市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、岩手弁護士会、岩手県経営者協会、連合岩手、いわて労連、
岩手県教職員組合、岩手県退職教職員協議会、働く者の生命・健康を守る会、岩手県医師会、岩手県予防医学協会、岩手県看護協会、岩手障害者職業センター、
岩手産業保健総合支援センター、NHK盛岡放送局、(株)IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、岩手日報社、岩手日日新聞社、
日刊岩手建設工業新聞社、胆江日日新聞社、東海新報社

〔主催者挨拶〕 岩手労働局

〔基調講演〕

「パワハラのは生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏

(神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

〔取組事例報告〕

「働きやすさを目指す取り組みについて」

山元 一輝 氏 (株式会社山元 代表取締役社長)

〔遺族からの声〕

〔構成詩〕

「きわまりていのち 過労死・過労自死のない社会・職場を目指して」

日本音楽協議会岩手県支部

津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授



東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員、神奈川県立保健福祉大学大学院ヘルスイノベーション研究科准教授等を経て、2024年より現職。

著書に『パワハラ上司を科学する』(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」等検討委員。

会場のご案内

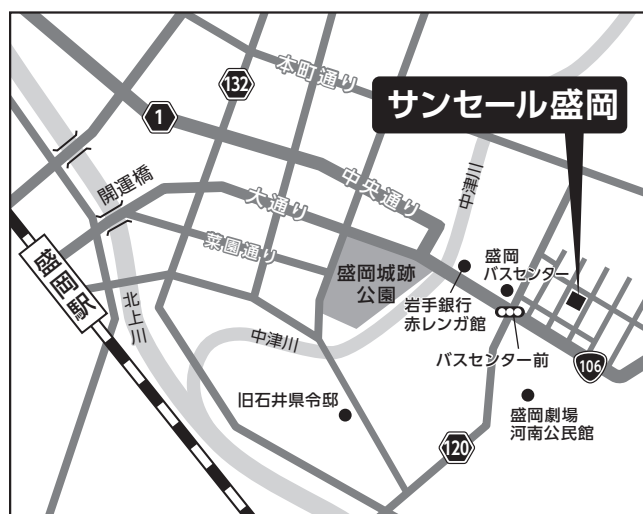
サンセール盛岡 3階 大ホール

(岩手県盛岡市志家町1-10)

・JR東北本線「盛岡駅」よりバス

盛岡駅前バスターミナル～盛岡バスセンター(15分) バス停より徒歩5分

〔駐車場〕 建物正面及び裏側に無料駐車場完備(約80台)



参加申し込みについて

- ▶ 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶ 申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶ 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶ 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶ 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶ 連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶ 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。（開庁時間 平日8:30～17:15）



●労働条件相談ほっとライン（電話相談）

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。

"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00～22:00 土・日・祝日/9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)



●確かめよう労働条件（ポータルサイト）

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントを含む労働問題に関するあらゆる分野について相談を受け付けています。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



●都道府県労働局雇用環境・均等部（室）一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf>



●あかるい職場応援団（ポータルサイト）

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

働く方やその家族等からのメンタルヘルス不調等について無料で相談に応じています。

0120-565-455

月～金/17:00～22:00 土・日/10:00～16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月～金 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳（ポータルサイト）

職場におけるメンタルヘルス対策に関する最新
情報や取組事例、働く方のセルフケアに役立つ
ツール等、様々なコンテンツを提供しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<https://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<https://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<https://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)

0570-026-027



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



HOTLINE

労働条件相談

「ほっとライン」に相談してみよう!

労働条件などの悩みや不安・疑問を相談できる! **14言語**に対応
“Labour Standards Advice Hotline” Foreign Language support is also available!日本語 / English / 汉语 / Português / Español / Tagalog / Tiếng Việt / မြန်မာဘာသာစကား /
नेपाली भाषा / 한국어 / ภาษาไทย / Bahasa Indonesia / ភាសាខ្មែរ / Монгол хэл

日本語

0120-811-610

相談
対応時間 [月~金] 17:00~22:00 ※12月29日~
[土・日・祝日] 9:00~21:00 1月3日は除く

Labour Standards Advice Hotline	0120-531-401	(Mon~Sun)
劳动条件咨询热线	0120-531-402	(周一~周日)
Linha direta de consultoria trabalhista	0120-531-403	(Segunda a sábado)
Línea directa de asesoramiento sobre normas laborales	0120-531-404	(Jueves, viernes, sábado)
Hotline sa telepono para sa pagkonsulta tungkol sa mga kondisyon sa paggawa	0120-531-405	(Martes, Miyerkules, Sabado)
Đường dây nóng tư vấn điều kiện lao động	0120-531-406	(Thứ 3, Thứ 4, Thứ 6 ~ Chủ nhật)
လုပ်ငန်းခွင်အခြေအနေအထားနှင့်ဆိုင်ရာ Hot line	0120-531-407	(ဗုဒ္ဓဟူး, တနင်္ဂနွေ)
श्रम अवस्था परामर्श हट लाइन	0120-531-408	(बुधवार, आइतवार)
외국인 노동조건 상담 핫라인	0120-613-801	(목, 일)
สายด่วนปรึกษาปัญหาแรงงาน	0120-613-802	(วันพฤหัสบดี วันอาทิตย์)
Hotline Konsultasi Standar Ketenagakerjaan	0120-613-803	(Kamis, Minggu)
លេខទូរស័ព្ទទាន់ហេតុការណ៍សម្រាប់ពិគ្រោះយោបល់ពីស្តង់ដារការងារ	0120-613-804	(ច័ន្ទ និង សៅរ៍)
Хөдөлмөрийн стандартын тухай зөвлөгөө өгөх тусгай дугаар	0120-613-805	(Даваа, Бямба)

「外国人労働者向け相談ダイヤル」

Telephone Consultation Service for Foreign Workers
相談対応時間 [月~金] 10:00~15:00 ※12:00~13:00は除く

Telephone Consultation Service for Foreign Workers	0570-001-701	(Mon~Fri)
面向外籍劳动者的咨询专线	0570-001-702	(周一~周五)
centrais de atendimento para trabalhadores estrangeiros	0570-001-703	(Segunda à sexta)
Servicio de consultas telefónicas para los trabajadores extranjeros	0570-001-704	(De lunes a viernes)
Konsultasyon sa telepono para sa mga dayuhang manggagawa	0570-001-705	(Lunes-Biyernes)
Số điện thoại tư vấn dành cho lao động nước ngoài	0570-001-706	(Từ thứ 2~thứ 6)
နိုငျငံခွားသားအလုပ်သမားမပြီးအတွက်ဆိုင်ရာနှင့်ဆိုင်ရာ နေရာ	0570-001-707	(သောကြာနေ့)
विदेशी कामदारहरूको लागि टेलिफोन परामर्श	0570-001-708	(सोम~बिह)
외국인 노동자를 위한 상담 콜센터	0570-001-709	(수~금)
บริการให้คำปรึกษาสำหรับแรงงานต่างชาติ	0570-001-712	(วันพฤหัสบดี)
Layanan Konsultasi via Telepon untuk Pekerja Asing	0570-001-715	(selasa)
សេវាកម្មពិគ្រោះយោបល់តាមទូរស័ព្ទសម្រាប់ពលករចរន្ត	0570-001-716	(ពុធ)
Гадаад ажилчдад утсаар зөвлөгөө өгөх үйлчилгээ	0570-001-718	(Баасан)

転生したら
スライム
だった件

理不尽な働き方に、一人で悩んでないか?

みんなを守る、
“解”があるぞ!確かめよう
労働条件

有給休暇

ハラス
メント労働条件
明 示解雇・
雇止め長時間
労働

©T.F.K/TSP



サイトで確認

労働条件ポータルサイト

「確かめよう労働条件」

確かめよう労働条件

検索



携帯電話・スマホでも



電話で相談

労働条件相談「ほっとライン」

0120-811-610

相談
対応時間 [月~金] 17:00~22:00 [土・日・祝日] 9:00~21:00
※12月29日~1月3日は除きます。◆専門知識を持つ相談員が対応します。
◆厚生労働省委託事業
(委託先:株式会社東京リーガルマインド)ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



サイトで確認

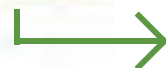
— 労働条件ポータルサイト —

確かめよう労働条件

働くときのQ&Aやアルバイト向け情報で労働条件がわかる!

確かめよう労働条件

検索



FOR WORKERS 働いている方向けコンテンツ

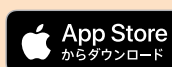
使ってみよう!

アプリで
学習

労働条件に関する法律を
クイズやマンガを通して学習できる!

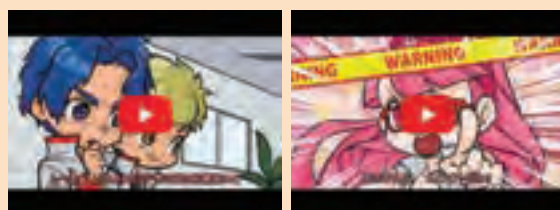
ダウンロードはこちら

※AppleおよびAppleロゴは米国および
その他の国で登録されたApple Inc.の商標です。
App StoreはApple Inc.のサービスマークです。
※Google PlayおよびGoogle Playロゴは
Google LLCの商標です。



アニメで学ぶ労働条件

ストーリーを楽しみながら労働関係法令を
学習することができます。



マンガで学ぶ労働条件

働き始めるとき・働くときの注意点について、
マンガでやさしく紹介します。



学習コンテンツ

働く方、事業主の方双方にとって
有益な情報を網羅しています。

コンテンツ内容例(一部)

- 労働条件の明示
- 時間外・休日労働と割増賃金
- アルバイト先でのトラブル
- 退職、解雇、雇止め
- 過重労働の防止
- ハラスメント



労働条件Q&A

労働条件に関する疑問にお答えします。

Q&Aの
一例

- 年次有給休暇はもらえるのですか? また、パートタイム労働者も、もらえるのでしょうか?
- 社長から突然解雇を告げられました。労働基準法上、問題は無いのでしょうか?
- 労基法に違反する内容の契約でも、結んでしまえばこれに従わなければならないのですか?
- 労働基準監督官はどのようにして会社を監督しているのでしょうか?

LINEで相談

LINE公式アカウント
「確かめよう労働条件」

利用者からのお問い合わせに対して、
チャットボットが労働関係法令の解説や
相談窓口のURLをご案内します。

友だち
追加完了!

こちらの2次元コードからも
LINEの友だちに追加可能!

※2次元コードをスキャンするには、
LINEアプリのコードリーダーを
ご利用ください。



01 「確かめよう労働条件」を検索

LINEアプリを開き、「ホーム」または「トーク」タブで表示される検索窓に、LINE公式アカウント名「確かめよう労働条件」を入力します。

02 該当アカウント友だち追加

「公式アカウント」タブに切り替えると、検索結果が一覧表示されます。該当するアカウントをタップして「追加」と友だち登録が完了します。



FOR MANAGERS

事業者・企業の労務管理
担当の方向けコンテンツ

3ステップで診断!

労働条件の診断や就業規則作成をサポートします!
～スタートアップ労働条件～



WEB診断 労働条件や就労環境を3ステップで診断できます!



STEP1 カテゴリー選択

- 一般の設問のみ(47問)
- 一般の設問+外国人労働者(56問)
- 一般の設問+パートタイム労働者(56問)
- 一般の設問+自動車運転者[トラック](55問)
- 一般の設問+自動車運転者[バス](55問)
- 一般の設問+介護(57問)

一般的な設問と、トラックやバスの自動車運転者、介護業界、外国人労働者、パートタイム労働者の設問に回答することができます。



STEP2 診断

- 問A-1 A 募集・採用、労働契約の締結
- 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。 01/05問
- ☐ 1.特段の必要性がある訳ではないが、制限している。
 - ☐ 2.特段の必要性があって制限している。
 - ☐ 3.制限していない。

設問画面です。いずれか一つを選んでください。



STEP3 診断結果

- 問A-1 労働者を募集・採用する際に年齢を制限していますか。いずれか一つを選んでください。
- あなたの回答 3.制限していない。
- 評価コメント 問題はありません。年齢によって一律に選別するのではなく、業務等に応じて適性や能力を見極めて採否を決めることが肝要です。今後とも、この方針を維持してください。

評価を記録 簡易印刷 詳細印刷

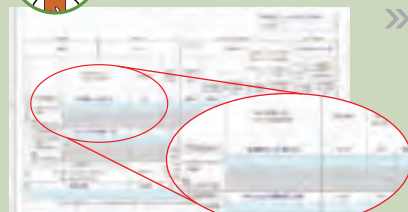
設問毎の回答に対する評価コメント、基本情報、参考・支援情報も提示します。



電子申請様式作成支援ツール 36協定届等を電子申請!



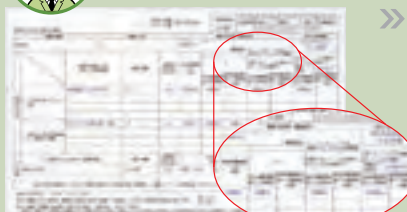
STEP1 データを入力



画面内の各項目に、労使で協定する内容を入力していきます。



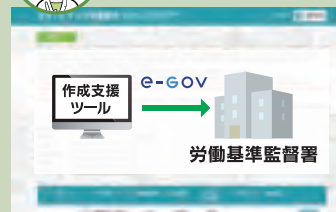
STEP2 出力



実際の36協定届として出力されます。



STEP3 電子申請



管轄の労働基準監督署にそのまま電子申請ができます。



就業規則作成支援ツール そのまま出せる就業規則を作成!



STEP1 データを入力



画面内の各項目に、タイトルと内容を入力していきます。



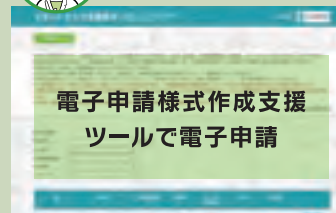
STEP2 出力



就業規則のPDFデータを出力できます。



STEP3 電子申請



管轄の労働基準監督署にそのまま電子申請ができます。

※就業規則を作成し、又は変更する場合の所轄労働基準監督署長への届出については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者の意見を記し、その者の氏名を記載した書面(意見書)を添付してください。

インターバル制度や
IT活用など、明日から使える
事例や法令を学べる！



過重労働

解消のためのセミナー

参加費
無料

セミナー概要

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
 - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
 - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・47都道府県開催
- ・1回120～150分(休憩10分)

会場情報

2025年
11月11日(火) 14:00～

会場：

**マリオス地域
交流センター**

岩手県盛岡市
盛岡駅西通2丁目9-1

※各会場でのセミナー会議室は、
入り口にてご案内板をご確認下さい。

IT等を利用した業務効率化のセミナー(オンライン)等も実施しています。

詳細・お申込みはホームページから
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)
令和8年1月末日まで電話受付



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

セミナー参加のお手続きはこちらから

セミナーの詳細及びお申込みはホームページからご確認ください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索



オンラインセミナーについて

◆ 過重労働解消のためのセミナー

『過重労働解消のためのセミナー』はオンラインでも開催させていただきます。

オンラインセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過労死等労災認定基準から見た過重労働の防止（副業・兼業、テレワークの留意点を含む）
- ★過重労働とパワハラ防止（年次有給休暇、各種ハラスメントを含む）
- ★過重労働とメンタルヘルス（過労死等防止対策大綱、ストレスチェックを含む）
- ★過重労働と健康障害防止（下請等中小事業者へのしわ寄せ防止を含む）
- ★過労死等に係る損害賠償請求事例と上積み補償（フリーランスと過重労働、定額残業代制度を含む）

◆ 業務効率化セミナー

過重労働解消のためには業務効率化による労働時間の削減の取組が必要です。

本セミナーでは業務改善のステップとして、業務の洗い出し及び業務量の可視化、改善に向けた問題点の明確化及び改善手法の検討、ITツール導入による業務効率化の検討について具体的な事例を交えながら説明いたします。

お申込みから参加について

お申し込み方法

日程一覧より、参加したいセミナーの情報の横にある申込ボタンからお申込みください。現地セミナーの場合は、関東や近畿などのエリアごとに日程情報が表示されますので、地域を選択のうえ、ご確認ください。

【お申込みに必要な情報】

・担当者氏名 ・メールアドレス ・参加人数 ・事業場全体労働者数

参加方法（リアルセミナー）

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛に会場名等が記載されたメールが届きますので、ご確認ください。セミナーで使用するテキスト等は会場にてお配りします。

参加方法（オンラインセミナー）

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛にオンライン参加のためのURLが記載されたメールが届きます。

※Zoomでの開催となりますので、事前にZoomのインストールおよびアカウントの準備をお願いします。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



STOP!
しわ寄せ



その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
しな寄せ

大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとすること。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からでもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン